

うるま市 e 街ギフト使用者規約

第 1 条（総則）

本規約は、株式会社沖縄銀行（以下、「当行」という）が、うるま市から業務委託を受けているうるま市商工会より業務委託を受けて発行するうるま市 e 街ギフト（第 2 条第 2 項に定める）について規定するもので、使用者（以下に定義します。）がうるま市 e 街ギフトを使用する場合には、本規約が適用されます。

第 2 条（定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

- 1 「加盟店」とは、当行の「うるま市 e 街ギフト加盟店規約」を承諾のうえ所定の申込方法にて当行に申し込み、当行が承認した個人、法人および団体をいいます。
- 2 「うるま市 e 街ギフト」とは、対象地域の加盟店にて、取得から 180 日間に限って使用できる当行が発行する電子商品券をいいます。
- 3 「使用者」とは、本規約を承諾のうえ、うるま市 e 街ギフトを加盟店で使用する者をいいます。
- 4 「うるま市 e 街ギフト取引」とは、使用者が加盟店より商品提供を受けた場合に、その売上相当額をうるま市 e 街ギフトで支払うことをいいます。
- 5 「うるま市 e 街ギフト取引清算」とは、加盟店と当行が本契約に基づき、うるま市 e 街ギフト取引に対する清算をいいます。
- 6 「加盟店端末」とは、加盟店がうるま市 e 街ギフト取引を行うために、必要な加盟店アプリをダウンロードのうえ利用登録した専用端末および加盟店自身のタブレット端末をいいます。

第 3 条（使用者の負担）

うるま市 e 街ギフトの使用に関わる、使用者の携帯電話（スマートフォン等）の通信料・接続料等は、使用者が負担するものとします。

第 4 条（うるま市 e 街ギフトの管理等）

- 1 使用者はうるま市 e 街ギフトを自己の責任で管理しなければなりません。
- 2 使用者はうるま市 e 街ギフトを紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、当行は一切の責任を負いません。

第 5 条（使用者の順守事項）

- 1 使用者はうるま市 e 街ギフトを第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできません。

2 使用者は、違法、不正使用または公序良俗に反する目的でうるま市 e 街ギフト取引はしないものとします。

第 6 条（うるま市 e 街ギフト取引）

1 使用者は、加盟店にて、うるま市 e 街ギフトを使用して商品購入等を行うことができます。ただし、別表第 1 に該当するものは対象外とします。

2 使用者は、うるま市 e 街ギフト取引時に、うるま市 e 街ギフト利用金額を必ず確認するものとします。

3 うるま市 e 街ギフトの額面に満たないうるま市 e 街ギフト取引の場合、釣り銭は支払われません。

4 うるま市 e 街ギフト取引後の返金対応はできません。

第 7 条（加盟店との紛争）

使用者は、加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他使用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、使用者は加盟店との間で解決するものとし、当行はその責任を負いません。

第 8 条（うるま市 e 街ギフトの有効期限・使用可能期限）

1 うるま市 e 街ギフトの有効期限は、うるま市 e 街ギフトを取得した日から起算して 180 日間です。

2 有効期限は、スマートフォンで確認することができます。

3 有効期限を経過した場合、うるま市 e 街ギフトの利用は一切できなくなります。

4 有効期限内であっても、取得したうるま市 e 街ギフトの払い戻しは出来ません。

第 9 条（個人情報等の収集および利用）

当行は、うるま市 e 街ギフトの運営およびサービス提供を、うるま市から委託を受けているうるま市商工会より受託し、これに伴い、個人情報の管理・取り扱いにおいても受託しているものです。うるま市 e 街ギフトの利用にあたり取得した個人情報の利用・管理等については、次のとおりです。

1 個人情報の収集・管理

収集した個人情報については、うるま市 e 街ギフトの運営およびサービス提供にかかる原委託元であるうるま市が厳重に管理し、漏洩、不正使用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

2 個人情報の利用目的

下記使用者に関する情報は、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

(1) 収集する情報

- ①氏名・電話番号・Eメールアドレス・郵便番号・性別・利用日・うるま市e街ギフトの利用場所、利用日、利用金額・住所・ご要望等、特定の個人を識別できる事項。
- ②お問い合わせに関する事項。
- ③サービス提供に関する事項。

(2) 収集した情報の利用目的

- ①うるま市e街ギフトの運営およびサービス提供
- ②サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- ③電子メール等の通知手段による情報発信
- ④利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
- ⑤その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- ⑥上記、目的をサポートするための業務委託先による利用

3 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を超えたうるま市e街ギフトの運営およびサービス提供を行ううるま市の実施機関（当行ら業務委託先を含む。以下同様。）内における利用および当該実施機関以外の者への使用者の事前の同意のない提供は、条例で定める場合を除き、一切いたしません。ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

第10条（業務委託）

当行は、うるま市e街ギフトの運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第11条（使用停止または中止）

1 当行または加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、使用者に通知することなく、うるま市e街ギフトの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、使用者は、うるま市e街ギフトの全部または一部を使用することができません。

(1) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、決済端末の故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。

(2) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。

(3) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。

(4) その他やむを得ない事由が生じた場合。

2 前項に基づきうるま市e街ギフトの全部または一部が停止または中止されたことにより生じた使用者の損害について、当行は一切の責任を負いません。

第 12 条（使用者の一時停止および中止）

当行または加盟店は、使用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該使用者の使用を一時停止または中止することがあります。その場合、使用者のうるま市 e 街ギフト取引は出来ず、保有するうるま市 e 街ギフト残高は失効し、払い戻しはいたしません。

- 1 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。
- 2 うるま市 e 街ギフトを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。
- 3 うるま市 e 街ギフトの利用状況に照らし、使用者として不適格である場合。
- 4 うるま市 e 街ギフト取得申込に虚偽が発覚した場合。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1 使用者は、自らが現在暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が自己の経営を心配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 自己、自己の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 使用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当行は、使用者が、第 1 項の規定にもとづく表明に関して虚偽の申告をし、前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何れの手続きを要することなく、使用者の保有するうるま市 e 街ギフト残高について、利用

資格を取り消すことができ、この場合、使用者は、当行に生じた損害を賠償するものとし、ます。なお、当行は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、使用資格の取り消しに起因して使用者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

4 前項の場合、当該使用者の保有するうるま市 e 街ギフト残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第 14 条（うるま市 e 街ギフトの終了）

当行は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、うるま市 e 街ギフトを全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により使用者に周知する措置を講じます。

第 15 条（規約の変更）

当行は使用者の了解を得ることなく、合理的な範囲で本規約を変更することがあるものとします。本規約を変更する場合、当行は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

第 16 条（合意管轄裁判所）

使用者は、うるま市 e 街ギフトに関して当行との間に紛争が生じた場合、那覇地方裁判所沖縄支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 17 条（準拠法）

本規定に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第 18 条（お問い合わせ窓口）

うるま市 e 街ギフトに関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

沖縄銀行デジタル事業部 098-869-1376

本規約は、令和 2 年 10 月 1 日から適用します。

別表第 1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものおよび同条第 1 項 5 号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯	<ul style="list-style-type: none">・ 店舗型性風俗特殊営業・ 店舗型電話異性紹介業・ 無店舗型性風俗特殊営業・ 無店舗型電話異性紹介営業・ 映像送信型性風俗特殊営業・ パチンコ、マーじゃん等
出資や債務の支払い、事業者間の支払い	出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
その他（消費拡大につながらないもの）	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等